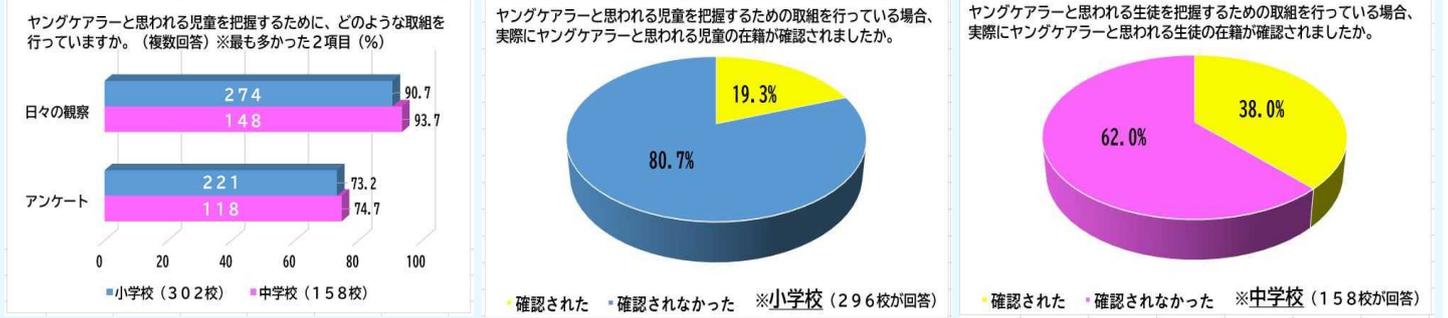


ヤングケアラーの理解から発見・対応へ

ヤングケアラーについては、本人や家族に認識がないケースもあることから、周囲の大人が、理解を深め、社会が一丸となって、早期の発見・対応に努める必要があります。

学校は、児童生徒が多く時間を過ごす場所であることから、ヤングケアラーの早期発見や適切な支援先へつなげていく役割が期待されています。<下図、群馬県令和4年度教育課程の取組状況等に関する調査より>



◎ヤングケアラーとは、

本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものことをいいます。年齢や成長に見合わない責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることがあるため、**早期に気づき、子供の気持ちに寄り添って対応する必要があります。**



「気づく」(早期に発見)

日頃の観察に加え、個人面談や保護者面談、生活アンケート等を通して、以下の視点を参考に児童生徒の気になる変化に早い段階で気づき、気持ちに寄り添いながら対応に当たしましょう。

<児童・生徒の状況>

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 欠席・遅刻等が多い(不登校傾向等) <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い <input type="checkbox"/> 元気がない、極端に痩せてきた <input type="checkbox"/> 課題や宿題の提出遅れや提出忘れが多い <input type="checkbox"/> 授業に集中して取り組めない(居眠り等) <input type="checkbox"/> 学力が低下している <input type="checkbox"/> 学校に必要なものが用意できない | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する <input type="checkbox"/> 集金等が遅れる(未払い) <input type="checkbox"/> 周囲の人に気を遣いすぎる <input type="checkbox"/> 一人であることが多い <input type="checkbox"/> 生活のために就職を希望している <input type="checkbox"/> 服装が乱れている <input type="checkbox"/> 放課後補習や部活動に参加できない |
|--|---|

<家族の状況>

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 介護が必要な家族がいる <input type="checkbox"/> 障害や病気をもつ家族がいる <input type="checkbox"/> 精神疾患(疑いを含む)のある家族がいる <input type="checkbox"/> 子供が親の通訳をしている | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 幼い兄弟姉妹が多い <input type="checkbox"/> 保護者が多忙である <input type="checkbox"/> 経済的に苦しい状況にある <input type="checkbox"/> 一人で買い物をしている姿が目撃される |
|---|--|

「つなぐ」(適切な支援先への接続)

スクールソーシャルワーカー(SSW)と協働し、適切な支援機関等とつながり、連携しながら、組織的な対応に取り組みましょう。

状況把握

本人の思いを尊重して、聞き取る。
※本人のやりがいへの配慮、抱え込み防止

校内支援会議等の開催

把握した状況をもとに、支援計画を立てる。
※SSW等を加えてアセスメント

支援機関への連絡

支援ニーズに応じて、福祉関係機関に連絡する。
※本人や保護者の同意を得た上での対応

ヤングケアラーに関するQ&A

家庭でのお手伝いを推奨することは控えた方がいいのでしょうか？

家庭の仕事については、分担・協力しながら進んで関わっていくことが必要であると学習指導要領の家庭編にも示されています。子供が果たす家庭内の役割（家族のケア、お手伝いの範囲の程度）は様々ですが、子供の年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いは子供の思いやりの心や責任感、自己肯定感を育みます。ですから「お手伝い＝ヤングケアラー」という理解は間違いです。一方で、過度に家族のケアを担うと、自分の希望を言えなくなったり、進学を諦めてしまったりすることも考えられます。また、家族のケアが長期化することで、自立が遅くなったり、できなくなってしまう可能性もあります。

支援が必要なヤングケアラーと思われる子に気づくためには、「子どもの権利条約」に定められた権利（育つ権利、参加する権利など）が侵害されている可能性がないかという視点が重要です。

【参考】「子どもの権利条約」（公益財団法人日本ユニセフ協会）

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>



心配していた生徒が「大丈夫です」と言っていたので安心してもいいのでしょうか？

子供は自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点をもちにくいことから、現状が当たり前だと感じていたり、家族のことを知られたくないと思っていたりするかもしれません。また、負担になっていても、大切な家族のために自分からケアをしたいという思いをもって、ケアすることを否定されると、自分自身が否定されたように感じてしまうこともあるかもしれません。

そのため、ヤングケアラーに対して支援を行う際は、ヤングケアラーの置かれている状況が様々であることを念頭に置き、可能な限り情報を収集した上で、本人や家族の意思を踏まえた支援を行うことが望まれます。本人や家族にヤングケアラーの自覚がなく、サポートを求めることが難しいことなどの特徴を理解し、本人のことを気にかけて、心を開くまで寄り添い、タイミングをみて話を聞くなどして本人を支えることが大切です。

気になる生徒がいたときには、すぐに家庭訪問をして親と面談した方がいいのでしょうか？

緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きであわてて家庭に支援を入れようとすることは避け、本人の意思を尊重して支援を進めることが大切です。担任の先生一人で判断せず、学年主任や管理職等に報告・相談をしましょう。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による適切なアセスメントを通して、ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、まず、家族全体が支援を必要としていることを理解しましょう。必要に応じて、ネットワーク型支援チームを編成し、ケース会議を開き、ヤングケアラー本人や家族の思いを第一に考えながら、本人や家族が希望する支援が何か、利用しやすい支援は何かを、支援機関と連携して、じっくり検討していくことなどの組織的な支援が求められます。

【参考】「SC・SSWとの協働で学校の対応力を高めましょう」（県教委）

<https://gunma-boe.gsn.ed.jp/wysiwyg/file/download/506/650>



■相談可能な支援機関等

保健福祉 医療関連	中央児童相談所 Tel 027-261-1000 西部児童相談所 Tel 027-322-2498 北部児童相談所 Tel 0279-20-1010 東部児童相談所 Tel 0276-57-6111 こどもホットライン24 Tel 0120-783-884	発達障害者支援センター Tel 027-254-5380 こころの健康センター Tel 027-263-1166 市町村福祉部局 保健福祉事務所 医療機関 等
警察 司法	少年サポートセンター Tel 027-289-6610 警察署 裁判所 等	群馬県にはヤングケアラーコーディネーターがいます。 <特定非営利活動法人虹色のかさ> ヤングケアラー支援ネットぐんま 群馬県北群馬郡吉岡町南下808番地 <代表>080-5794-2194(9時~17時) <相談専用ダイヤル>090-1158-4140 ✉info@youngcarergunma.com
地域	児童福祉・青少年課 Tel 027-226-2621 民生・児童委員 要保護児童対策地域協議会 地域子育て支援センター 等	